

## 組合員証(保険証)を持たずに医療機関を受診した場合

医療 担当  
☎06-6941-2867

組合員証等がまだ発行されていないときや忘れたときに医療機関を受診し、医療費の全額を窓口で支払った場合は、後日、公立学校共済組合大阪支部へ医療費（保険適用分）の7割もしくは8割を「療養費・家族療養費」として請求することができます。

### 請求方法

◇「療養費・家族療養費請求書」に次の書類を添付し、所属所を通じて当支部へご請求ください。

- ①「領収書（原本）」
- ②「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」

※受診時に医療機関で領収書と共に発行される「診療明細書」や「調剤明細書」では代用できませんので、ご注意ください。

治療用器具を購入したときや小児弱視等治療用眼鏡等を購入したときなども「療養費・家族療養費」の対象となる場合があります。詳しくは支部ホームページまたは「教職員のための共済のしおり」をご覧ください。

◇当支部への加入日以降は、加入日前に使用されていた保険証で医療機関を受診することはできませんのでご注意ください。



「療養費・家族療養費請求書」のダウンロードはこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索  
→ 手続きナビ → 「様式集」  
→ 「短期給付関係の様式」



支部ホームページ「治療をうける際の手続き」へ

・「自費で支払った治療費の請求手続き」  
・「療養費等の支給要件と添付書類」をご確認ください。



「教職員のための共済のしおり」はこちらから

「Ⅲ短期給付等について」をご確認ください。



## 市町村が実施する医療費助成制度の適用又は適用停止になった方へ

医療 担当  
☎06-6941-2867

組合員（被扶養者）が、市町村が実施する医療費助成制度の適用又は適用停止になった場合は、速やかに当共済組合へ届出をお願いします。医療費助成制度が適用され、医療機関での支払が免除又は軽減されているにも関わらず、その届出がない場合、共済組合が誤った給付を行ってしまう場合があります。また、適用停止となったときに届出がない場合、共済組合から必要な給付を行えない可能性もあります。

適正な医療費の給付のためにご協力をお願いします。

医療費助成制度は市町村によって実施内容が異なりますが、主に以下のような助成制度があります。

障がい者（児）医療費助成、乳幼児（こども）医療費助成、ひとり親家庭医療費助成 等

### ★届出手続き★

◇「医療費助成制度の適用（適用停止）について（所定様式※）」を下記の書類と合わせてご提出ください。

- 「適用」になったとき・・・市町村が交付する「医療証」の写し
- 「適用停止」になったとき・・・市町村からの適用停止に関する通知文書等の写し

（※）は支部所定の様式です。ダウンロードはこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 手続きナビ → 「様式集」 → 「短期給付関係の様式」



共済おおさか

令和6年4月223号